

令和8年3月23日

プロポーザル参加希望事業者 各位

社会福祉法人川崎愛児園
事務局

**地域小規模児童養護施設「紬」整備工事 公募型プロポーザル
募集要項・要求水準書の修正（差替え）のご案内**

地域小規模児童養護施設「紬」整備工事（設計・施工一体型方式）公募型プロポーザルに関し、募集要項および要求水準書を修正いたしました。この後に続く掲載資料につきましては、修正内容を反映した版に差し替えておりますので、最新版をご参照ください（修正箇所は赤字で表示しています）。あわせて、新旧対照表を添付いたしますのでご確認ください。

記

1. 【募集要項】新旧対照表
2. 【別添4 要求水準書】新旧対照表
3. 【募集要項】地域小規模児童養護施設「紬」整備工事 公募型プロポーザル募集要項（PDF）
4. 【別添資料】別添資料一式

（お問い合わせ先）

〒215-0014 川崎市麻生区白山1-1-5
社会福祉法人川崎愛児園 事務局（担当：高木）
メール：kawasaki-info@aijien.or.jp

募集要項 新旧対照表

作成日：2026 年 3 月 23 日

1. 主な改定点（概要）

- 第 2 章（事業概要）：想定事業費の表記に「総」「(税込)」を追記し、「※火災保険は含まない」を追記。
- 第 8 章（技術提案書）：イメージパースの提出枚数を「外観・内観 各 1 枚」から「外観・内観 各 3 枚」へ変更。
- 第 9 章（審査方法）：プレゼンテーション審査の実施環境として「プロジェクターに接続できる環境を提供する」を追記。

2. 新旧対照表

項目	新	旧	備考
第 2 章 事業概要／想定事業費	想定 <u>総</u> 事業費： 約 1 億円 <u>(税込)</u> （自費） <u>※火災保険は含まない</u>	想定事業費： 約 1 億円（自費）	金額自体は同じ（約 1 億円）。表記の明確化と注記追加。
第 8 章 技術提案書／イメージパース	外観及び内観イメージパースを各 <u>3</u> 枚提出すること	外観及び内観イメージパースを各 1 枚提出すること	提出物の要件変更（枚数増）。
第 9 章 審査方法／プレゼン環境	<u>プロジェクターに接続できる環境を提供する。</u>	（記載なし）	運営側の提供条件を追記。

別添 4 要求水準書 新旧対照表

作成日：2026 年 3 月 23 日

1. 主な改定点（概要）

- 第 6 条（必要諸室）：「児童個室（6 室）」に 最低基準 4.95 m²以上 を追記。
- 第 15 条（冷蔵設備）：「来客及び一時滞在者を想定した大容量冷蔵庫を設置すること。」から、「来客及び一時滞在者を想定した大容量冷蔵庫を 配置できるスペースを確保 すること。」へ変更。
- 第 17 条（洗濯設備）：「洗濯機を設置すること。」から、「洗濯機を 配置できるスペースを確保 すること。」へ変更。

2. 新旧対照表

項目	新 (2603235)	旧 (2603195)	備考
第 6 条（必要諸室）／児童個室（6 室）	児童個室（6 室） <u>最低基準 4.95 m²以上</u>	児童個室（6 室）	面積の最低基準を追記。
第 15 条（冷蔵設備）	来客及び一時滞在者を想定した大容量冷蔵庫を <u>配置できるスペースを確保</u> すること。	来客及び一時滞在者を想定した大容量冷蔵庫を設置すること。	要件の表現を「設置」→「スペース確保」に変更。
第 17 条（洗濯設備）	洗濯機を <u>配置できるスペースを確保</u> すること。／2 台設置の可否を含め合理的提案とすること。	洗濯機を設置すること。／2 台設置の可否を含め合理的提案とすること。	要件の表現を「設置」→「スペース確保」に変更（後段は同文）。

地域小規模児童養護施設「紬」整備工事 公募型プロポーザル募集要項

第1章 目的

本要項は、社会福祉法人川崎愛児園が運営する白山愛児園拠点・地域小規模児童養護施設「紬」整備工事における設計・施工事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

本選定は、価格のみならず、家庭的養護の理念理解、生活空間としての魅力、工程確実性及び実施体制を総合的に評価し、子ども中心の視点から最適な事業者を選定することを目的とする。

第2章 事業概要

事業名：地域小規模児童養護施設「紬」整備工事

建設予定地：川崎市麻生区王禅寺西6丁目2128番186

敷地面積：289.04㎡

用途地域：第一種低層住居専用地域

建ぺい率：50%

容積率：80%

建築基準法上の用途：寄宿舍（確認済）

消防法施行令別表第一6項ハ該当

発注方式：設計・施工一体型方式

想定総事業費：約1億円（税込）（自費）※火災保険は含まない

履行期限：令和9年3月中旬引渡し（必達）

第3章 工程条件（必達）

1. 令和8年6月中旬までに基本設計を確定すること
2. 令和8年8月中に確認済証を取得すること
3. 令和8年9月上旬に着工すること
4. 工期は概ね5.5か月を想定すること
5. 令和9年3月中旬までに建物引渡しを完了すること
建物本体完成を優先し、外構工事の一部については引渡し後施工を認める。
工程未達リスクに対する具体的管理方策を提案書に明示すること。

第4章 家庭的養護推進計画との関係及び提案に求める空間像

本施設は、法人が策定し理事会において承認された「白山愛児園家庭的養護推進計画」に基づき整備するものである。

提案にあたっては、同計画を熟読の上、その内容をどのように理解し、どの部分をどのように空間として具体化したのかを明確に示すこと。

併せて、本施設は児童が日常生活を営む「家」であることを踏まえ、温かみがあり、安心でき、思わず帰ってきたくするような空間提案であることを求める。

単なる機能充足型の計画ではなく、子どもが楽しいと感じ、明るさや遊び心が自然に生まれる空間であること。

また、建物単体ではなく敷地全体を生活の場として捉え、庭・外構と一体となった提案により、広がり豊かさを感じられる生活環境を創出すること。

プレゼンテーション審査においては、推進計画の理解と設計への反映に加え、子どもがどのようにこの家で過ごすのか、その生活像について説明を求める。

計画理解が不十分である、又は生活像が具体的に示されていない提案は、評価基準（技術提案内容）の項目において低評価とする。

第5章 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

1. 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築一式工事の許可を有する者であること。
2. 過去5年以内に、福祉施設、医療施設、寄宿舎又はこれらに類する用途の建築物について、設計・施工一体型又は同等規模の新築工事の実績を有すること。
3. 経営状態が健全であり、直近の決算において債務超過でないこと。
4. 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び関係法令に基づく排除対象でないこと。
6. 本法人の理事、監事又は職員と特別の利害関係を有しないこと。

第6章 募集期間

本プロポーザルの募集期間は、公告日（募集開始日）から参加表明書提出期限までの1か月間（令和8年3月19日～令和8年4月20日）とする。

第7章 提出書類

配布資料（募集要項、各様式及び別添資料一式）は、本法人ホームページに掲載するPDFファイル（1ファイル）により配布する。

配布資料に追加又は修正がある場合は、当該PDFを差し替えの上、本法人ホームページに掲載して周知するとともに、参加表明者へ電子メールにより通知する。

【参加表明（随時提出）】（提出期限：令和8年4月20日）

提出時期：参加の意思が決まり次第提出すること（遅くとも令和8年4月20日まで）。

1. 参加表明書
2. 会社概要及び施工実績
3. 誓約書

※ 上記1～3の提出先：

〒215-0014 川崎市麻生区白山1-1-5 児童養護施設白山愛児園
事務局高木まで提出（郵送又は持参）

【技術提案書・概算見積書（事前提出）】（提出期限：令和8年4月20日）

1. 技術提案書（正本1部、副本12部、及びPDFデータ（CD-R））
2. 概算見積書（内訳明細・積算根拠含む）

提出（必須）：プレゼンテーション審査を円滑に実施するため、技術提案書及び概算見積書は、令和8年4月20日（月）までに必ず事務局（高木）宛に提出すること（郵送又は持参）。提出された資料は、審査委員に事前配布し、書類審査及びプレゼンテーション審査の審査資料として取り扱う。

提出後の取扱い：提出期限後に、見積額又は提案内容に変更が生じた場合は、プレゼンテーション審査当日の受付時に最終版を提出すること（既提出分と差し替えて取り扱う）。変更がない場合は、当日の再提出は不要とする。

※ 事前提出の提出先は、【参加表明（随時提出）】に記載の提出先と同一とする。

【質問の受付】

募集要項等に関する質問は、令和8年4月10日（金）17：00までに、電子メールにより事務局（高木）宛に提出すること（様式任意）。

質問提出先メールアドレス：<kawasaki-info@aijien.or.jp>

質問への回答は、参加表明者全員に電子メールにより共有する（質問者名は開示しない）。電話による質問は受け付けない。

第8章 技術提案書

1. 枚数制限：A3判片面8枚以内とする。
2. イメージパース（別枠提出）：外観及び内観イメージパースを各3枚提出すること（カラー表現、モノクロ不可）。内観は生活の様子が想起できる構成とすること。
3. 提案内容に含める事項：推進計画の理解と設計への反映、空間構成及び動線計画、構造・性能計画、外構計画、工程必達のための管理方策、概算見積の算定根拠。
4. 提出部数：正本1部、副本12部を提出すること。
5. 電子データ：技術提案書のPDFデータをCD-Rに保存し、1枚提出すること。

第9章 審査方法

- ・書類審査及びプレゼンテーション審査による総合評価方式とする。
- ・プレゼンテーション審査は、令和8年4月25日10：00から実施する。
- ・会場：社会福祉法人川崎愛児園（川崎市宮前区馬絹1-24-5）地域交流室
- ・プロジェクターに接続できる環境を提供する。
- ・1者あたり説明10分、質疑7分を標準とし、入替・準備時間として各者3分程度を見込む。説明は、事前提出された技術提案書の内容を前提に、要点（特に強調したい点、追加説明事項）に絞って行うこと。発表順は、参加表明書の受付順（本法人が受領した順）とする。ただし、待機場所に限りがあるため、各参加者の来社時刻（受付時刻）の目安及び当日の案内は、参加表明者へ電子メールにより別途通知する。
- ・技術提案書及び概算見積書（内訳明細・積算根拠含む）は、【技術提案書・概算見積書（事前提出）】に基づき提出すること（必須）。変更がある場合は、当日受付時に最終版を提出する。
- ・最高得点者を優先交渉権者とする。
- ・同点の場合は、技術提案内容の得点が高い者を優先する。
- ・評価過程及び採点結果は記録し、保存する（参加者への開示は行わない）。

第10章 評価基準（100点満点）

評価方法：各項目5段階評価（5・4・3・2・1点）とし、評価点 × 配点 ÷ 5 により得点化する。各委員の平均点を最終評価点とする。

（1）技術提案内容 40点

家庭的養護推進計画の理解及び空間への具体化の程度を総合的に評価する。

併せて、生活空間としての魅力、温かみ、子どもが過ごす日常の具体性、並びに敷地全体を活かした提案力を含め総合評価する。

（2）構造・性能計画 20点

（3）外構計画 10点

（4）実施体制・工程管理 10点

（5）維持管理計画 10点

（6）概算見積の妥当性 10点

第11章 審査体制

審査は、理事、事務局及び職員代表等により構成する審査委員会において行う。

審査結果は理事会に報告し、最終決定は理事会において行う。

審査結果（優先交渉権者）は理事会決議をもって決定し、参加者へ電子メールにより通知するとともに、本法人ホームページに掲載して公表する。公表時期は、令和8年4月30日（予定）とする。

第12章 契約

優先交渉権者と設計協議を行い、詳細見積確認の上、理事会承認を経て契約を締結する。協議が整わない場合は、次点者と協議することができる。

第13章 法令遵守

関係法令への適合確認、確認申請手続き及び消防同意取得は受注者の責任において行うこと。

第14章 支払条件

本工事に係る請負代金は、法人の自己資金により支払う。

法人は、本事業に必要な資金を確保している。

支払方法及び支払時期については、契約締結時に協議の上定めるものとし、施工会社の資金計画にも配慮した柔軟な支払方法とする。

第15章 別添資料

別添1 参加表明書

別添2 誓約書

別添3 境界確定図

別添4 要求水準書

別添5 白山愛児園家庭的養護推進計画

別添 1

令和 年 月 日

社会福祉法人白山愛児園
理事長 殿

参加表明書

地域小規模児童養護施設「紬」整備工事 公募型プロポーザルに係る参加について、下記のとおり参加表明します。

会社名	
代表者（役職・氏名）	
所在地	
電話番号	
メールアドレス（必須）	
担当者氏名	
担当者所属・役職	

- 【応募資格の確認】（該当する場合はチェック）
- ☐ 建設業法に基づく建築一式工事の許可を有する。
 - ☐ 過去5年以内に、福祉施設・医療施設・寄宿舍等の用途で、設計・施工一体型又は同等規模の新築工事の実績を有する。
 - ☐ 直近の決算において債務超過ではない。
 - ☐ 地方自治法施行令第167条の4に該当しない。
 - ☐ 暴力団排除に関する法令等に基づく排除対象ではない。
 - ☐ 本法人の理事・監事・職員と特別の利害関係を有しない。

- 【添付書類】（提出時にチェック）
- ☐ 会社概要及び施工実績
 - ☐ その他（ ）

令和 年 月 日

会社名：

代表者（役職・氏名）： 印

別添 2

令和 年 月 日

社会福祉法人白山愛児園
理事長 殿

誓約書

当社（当団体）は、『地域小規模児童養護施設「紬」整備工事 公募型プロポーザル』への参加にあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. 当社は、提出する書類一式（参加表明書、会社概要及び施工実績、技術提案書、概算見積書、その他提出書類）に虚偽の記載又は事実と異なる申告を行いません。
2. 当社は、地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当せず、募集要項に定める応募資格を満たす者であることを誓約します。
3. 当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律その他関係法令に基づく排除対象ではなく、反社会的勢力との関係を有しません。
4. 当社は、本法人の理事・監事・職員と特別の利害関係を有しません。
5. 当社は、本プロポーザルに関し、本法人の指示及び関係法令を遵守し、誠実に対応します。
6. 上記誓約に違反した場合、参加の取消し、選定の取消し、契約締結の停止その他いかなる措置を受けても異議を申し立てません。

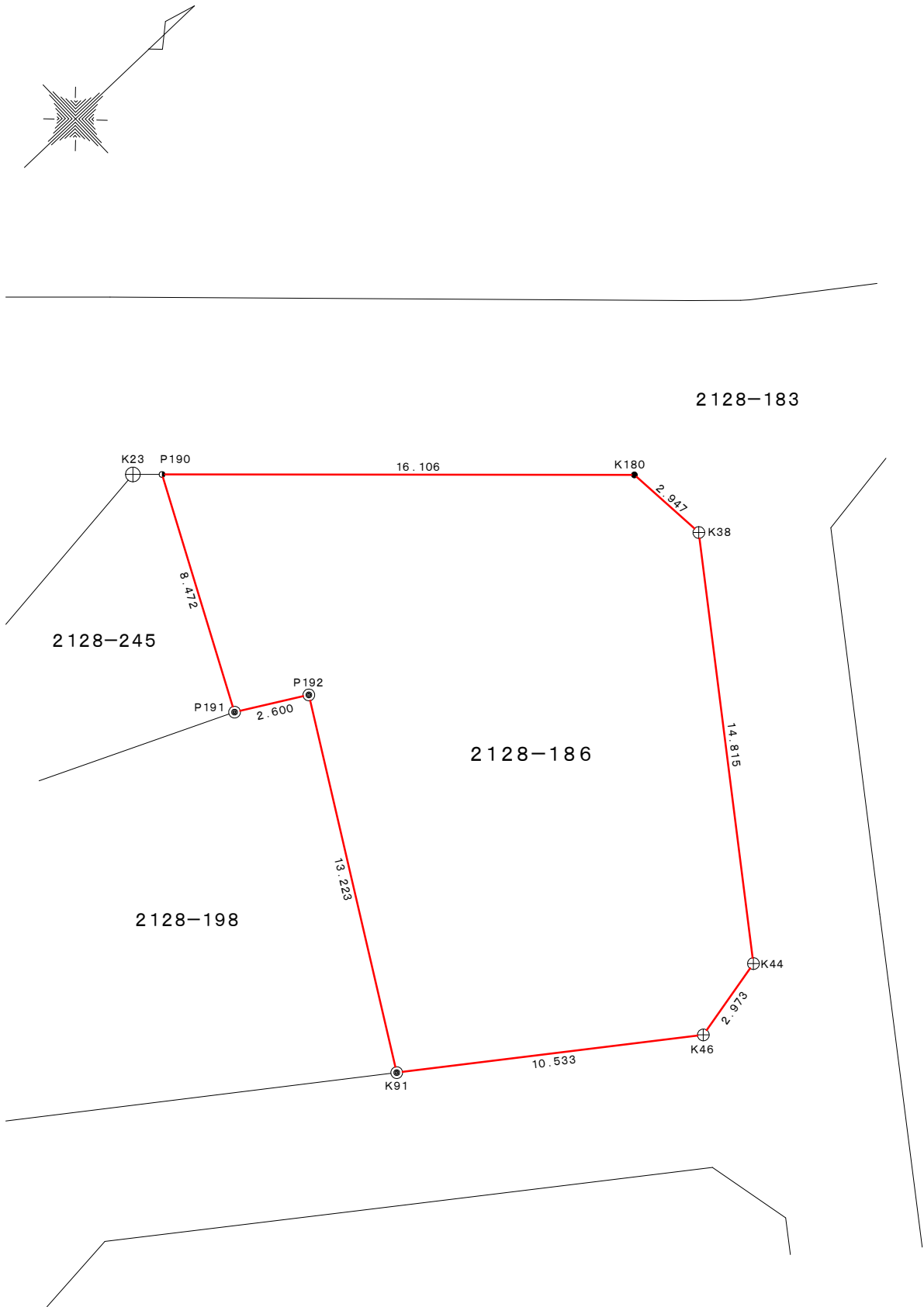
以上

令和 年 月 日

会社名：

代表者（役職・氏名）：

印



凡 例	
記 号	名 称
	確 定 区 域

座 標 一 覧 表

点 名	X座標	Y座標
P190	-45338.873	-29867.053
P191	-45342.666	-29859.477
P192	-45340.425	-29858.157
K91	-45347.128	-29846.758
K46	-45338.665	-29840.486
K44	-45335.750	-29841.071
K38	-45326.972	-29853.006
K180	-45327.211	-29855.944
K23	-45339.594	-29867.740

凡 例	
市 プ レ ー ト 標	⊕
市 鋳	●
民コンクリート杭	⊙
民 鋳	○

件 名		川崎市麻生区王禅寺西6丁目測量業務		
所 在		川崎市麻生区王禅寺西6丁目2128番186ほか		
図面名		境 界 確 定 図		
縮尺	1：200	番 号	6	令和7年
				2月27日作成
川崎市麻生区東百合丘三丁目13番12号				
株式会社 青空企画測量設計				
TEL 044 (965)0551		担 当 者	片 山 稔	

別添 4

地域小規模児童養護施設「紬」整備工事 要求水準書

第1章 総則

第1条（目的）

本要求水準書は、地域小規模児童養護施設「紬」整備工事に係る設計及び施工に関し、本法人が求める性能及び機能水準を定めるものである。

第2条（基本理念）

本施設は、児童6名が家庭的環境のもと生活を営む場であり、単なる寄宿舍ではなく「家」として整備する。

本施設は、法人が策定する「白山愛児園家庭的養護推進計画」に基づき整備するものである。

提案にあたっては、同計画を熟読の上、その理念及び方向性を空間としてどのように具体化したかを明確に示すこと。

理念理解が不十分と認められる提案は、評価において低評価となる場合がある。

第2章 敷地及び法令条件

第3条（敷地条件）

所在地：川崎市麻生区王禅寺西6丁目2128番186

敷地面積：289.04 m²

用途地域：第一種低層住居専用地域

建ぺい率：50%

容積率：80%

第4条（用途及び法令）

- 1 本施設の用途は建築基準法上の「寄宿舍」とする（確認済）。
- 2 消防法施行令別表第一6項ハに該当する施設として計画すること。
- 3 確認申請、消防同意その他関係手続きは受注者の責任において行うこと。
- 4 関係法令及び条例を遵守すること。

第3章 建築計画の基本方針

第5条（規模及び思想）

本施設は児童の現在の生活の場であると同時に、将来の自立生活へと連続する経験の場である。

過度に広大又は過剰な仕様とすることは、自立後の生活との間に過度な環境差を生じさせる可能性がある。

したがって、住宅として実態的かつ持続可能な規模とし、温かみがあり、児童が「帰ってきたくなる」と感じられる空間とすること。

第6条（必要諸室）

- 1 児童個室（6室）最低基準4.95㎡以上
- 2 共用空間（生活の中心となり得る場）
- 3 浴室、洗面、トイレ
- 4 職員室（スタッフルーム）
- 5 卒園生等の一時滞在対応室

第7条（個室と集団生活の関係）

個室は安心できる私的空間であると同時に、孤立を助長しない構成とすること。
共用空間は団らんや自然な会話が生まれやすい場となることが望ましい。
空間構成において、集団生活の中で支え合い、育ち合う関係性が育まれることを重視する。

第8条（創造性及び遊びの視点）

本施設は生活機能の充足のみならず、児童が楽しさや明るさを感じられる空間とすること。
敷地条件を活かし、建物と外構・庭が一体となった計画とすること
過度な装飾ではなく、空間の工夫により創造性や遊び心が感じられる提案を評価する。

第9条（音環境）

個室間の生活音に配慮し、日常会話等が過度に伝播しない構成とすること。

第10条（衛生設備）

児童6名及び職員の生活実態を踏まえ、日常生活に支障が生じない適切な数及び配置とすること。
朝夕の混雑回避、思春期児童のプライバシー及び来客動線に配慮すること。

第11条（玄関及びシューズクローク）

児童6名、職員、来客の利用を想定した十分な玄関スペースを確保すること。
靴、雨具、外遊び用品等を収納できるシューズクローク又は同等の収納機能を設けること
出入りが混雑せず、動線を阻害しない構成とすること。
卒園生が子どもを伴って来訪する可能性を踏まえ、ベビーカー等の一時保管に配慮すること
生活感を損なわず、家庭的な雰囲気を保つ計画とすること。

第12条（卒園生対応）

卒園生が一時的に滞在する可能性を想定し、必要に応じて宿泊可能な居室を計画すること。
卒園生が子どもを伴う場合にも対応可能な柔軟性を有すること。
在園児の生活と両立し、日常生活に過度な影響を与えない配置又は調整が可能であること。
当該室は平常時には多目的利用が可能であること。

第4章 厨房及び生活設備

第13条（厨房）

IHクッキングヒーターを採用すること。
炊飯器、電子レンジ、トースター等を適切に配置できるスペースを確保すること。

第14条（食器洗浄機）

児童6名及び職員の生活量に対応可能な十分な容量の食器洗浄機を設置すること。

第15条（冷蔵設備）

来客及び一時滞在者を想定した大容量冷蔵庫を配置できるスペースを確保すること。

第16条（食品収納）

パントリー等の十分な食品収納スペースを確保すること。

第5章 洗濯及び家事動線

第17条（洗濯設備）

洗濯機を配置できるスペースを確保すること。

2台設置の可否を含め合理的提案とすること。

第18条（物干し及び動線）

十分な物干しスペースを確保すること。

天候に左右されにくい計画とすること。

洗濯から収納までが連続した家事動線とすること。

第6章 断熱・空調・照明

第19条（断熱）

十分な断熱性能を確保すること。

第20条（暖房）

主要生活空間に床暖房を設置すること。

第21条（空調）

各居室及び主要共用空間にエアコンを設置すること。

第22条（照明）

照明はLEDを基本とし、温かみを感じられる計画とすること。

第7章 職員室

第23条（機能）

職員室を設け、以下を配置可能とすること。

- ・デスク
- ・パソコン
- ・電話
- ・複合機
- ・ネットワーク機器
- ・鍵付き収納什器
- ・金銭管理用金庫スペース

第24条（管理）

職員室の扉は施錠可能とすること。

本室は個人情報及び金銭を管理する空間として位置付ける。

第25条（宿直）

宿直時に寝具を展開できるスペースを確保すること。
常設ベッドは前提としない。

第8章 外構計画

第26条（駐車）

駐車スペース2台以上3台程度を確保すること。

第27条（駐輪）

駐輪スペース7台以上を確保すること。
屋根付きとし、児童動線と車両動線が交錯しない計画とすること。

第9章 持続可能性への配慮（SDGsの視点）

第28条（基本姿勢）

本施設の整備は、持続可能な社会の実現に資する取組の一環として位置付ける。
環境配慮のみならず、児童の健やかな成長及び自立支援、地域社会との調和、長期的運営の持続可能性を踏まえた計画とすること。

第29条（評価との関係）

前条の視点は独立評価項目とはせず、技術提案内容に内包される要素として総合的に評価する。

第10章 省エネルギー及び創エネルギー

第30条（基本方針）

過度な設備導入による運用負担増を避け、合理的かつ持続可能なエネルギー計画とすること。

第31条（太陽光及び蓄電池）

太陽光発電及び蓄電池の導入は予算内で提案に委ねる。
売電を主目的とせず、自家消費及び非常時対応を主眼とすること。
停電時は生活維持最低限（冷蔵設備、照明の一部、通信機器等）が使用可能な計画を提案すること。
導入を提案する場合は費用、効果及び保守更新費を明示すること。

第11章 工程条件（必達）

第32条

令和8年8月中 確認済証取得
令和8年9月上旬 着工
令和9年3月中旬 引渡し

白山愛児園家庭の養護推進計画
(後期計画：令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 12 月
社会福祉法人川崎愛児園

白山愛児園家庭的養護推進計画（改定案） （計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度）

【改定年月日】 令和 7 年 12 月 12 日

施設名 児童養護施設白山愛児園
施設長 霜倉 博文

白山愛児園家庭的養護推進計画改定にあたって

本計画は、平成 27 年以降の国の社会的養育推進の方針（家庭的養護の推進、小規模化・地域分散化、里親等委託の拡充）および、令和 7 年 3 月改定の「第 2 期川崎市こども・若者未来応援プラン（社会的養育推進計画）」との整合を図りつつ、当法人が積み重ねてきた実践を基盤として後期（令和 7～11 年度）の方針を明確にするために行う改定である。新規策定ではなく、前計画の進捗と成果を踏まえた見直しである点を最初に確認しておきたい。

当法人は、これまで本園のユニットケアを軸に、地域小規模児童養護施設（グループホーム）の運営や自立援助ホームの設置・移転等を通じて、家庭的で小規模な養育環境の整備を計画どおり進めてきた。一方で、賃貸物件での運営には、居住空間の狭隘、設備更新や環境管理の制約、オーナー意向による移転リスク等の課題が顕在化している。後期では、法人による土地取得と施設整備（賃貸から法人所有への移行）を進め、子どもにとって安定かつ安全で回復に資する生活環境を持続的に確保する。

地域・家庭支援については、児童家庭支援センターを中核として、在宅支援から入所支援、退所後の再統合・アフターケアまでを切れ目なくつなぐ支援体制を一層強化する。具体的には、訪問型子育て支援である「ホームスタート」の導入と展開を推進し、早期からの伴走支援を定着させる。あわせて、発達障害や情緒面の課題等を抱える子どもへの専門的支援を、ファミリーソーシャルワーカー、心理職、指導員が担い、相談支援センター、区の障害支援課、医療機関、福祉サービス事業所などと連携しながら、児童期から成人期への「障害の児者転換」への支援を計画的に進める。

里親等への支援では、研修や相談体制の充実に加え、里親登録者がボランティアとして施設行事、子育て短期利用事業（ショートステイ）、養育現場の補助に参加する仕組みを広げる。未委託期から実践的な経験の機会を設けることで、委託に向けた準備性と意欲を高め、家庭的養護の量と質の両面の拡充を図る。

地域との協働では、地域交流スペースを基盤に、ボランティアや福祉活動団体との協働を深める。

後期の運営基盤づくりとして、分園型ホームの活用、自立援助ホームの設置・運営の着実な推進、人材確保と育成（採用計画、研修、適正配置）、虐待防止と権利擁護、学習・進路・就労支援、アフターケアの充実等を重点に置く。計画の実施状況は毎年度点検し、理事会および評議員会で報告と意見集約を行い、必要な見直しを適宜実施する。新規の整備については川崎市と協議のうえで推進する。

私たちは、「子どもの最善の利益」を最上位理念とし、「すべての子どもを社会全体で育む」という原点に立ちながら、家庭的養護の質を高め、地域に開かれた家庭支援拠点の機能を深化させていく。本改定計画を指針として、職員が専門性と協働を発揮し、川崎市における社会的養育の充実に継続的に寄与する。

改定年月日 令和7年12月12日

適用期間（後期）令和7年4月1日～令和12年3月31日

根拠計画 第2期川崎市こども・若者未来応援プラン（令和7年3月改定）

社会福祉法人川崎愛児園

家庭的養護推進計画策定にあたって

社会的養護の充実について、平成 23 年 7 月に国がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護は、原則として出来る限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した関係の下で行われる必要があるとされ、今後十数年間に、本体施設、グループホーム（小規模児童養護施設等）、里親・ファミリーホームの割合を 3 分の 1 ずつにしていく目標が掲げられました。また、児童養護施設や乳児院における小規模化、地域分散化、里親制度の推進など、平成 27 年度から 15 年間にわたる社会的養護の需要量、施設養護・家庭養護の供給量といった具体的な将来像を社会的養護推進計画として示すことが都道府県・各施設に求められました。

川崎市では、平成 21 年 10 月に策定した「要保護児童施設整備に向けた基本方針」と平成 23 年 1 月に策定した「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」を継承しつつ神奈川県内の各自治体の策定する社会的養護推進計画と整合性を図り推進するとされています。

このことから当法人では、中長期計画に施設整備を組み込み川崎市と協議を重ねながら社会的養護を必要とする児童の供給量やケア形態の変更も含め、新設の児童養護施設・地域小規模施設の設置を進めてきました。今後については、下記の施設運営指針に沿った施設運営と川崎市の「社会的養護の推進に向けた基本方針」を鑑み、当施設の「家庭的養護推進計画」を策定するものです。

施設運営の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

① 子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は良い環境の中で育てられる」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が柱として考慮されるものとする」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

② すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第 1 条及び第 2 条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人ひとりの国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条例第 20 条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

① 家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人ひとりの子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

② 発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

③ 回復を目指した支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指した専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知、対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④ 家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また、子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力(DV)などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。

- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取組である。

⑤ 継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人ひとりの子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とかかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人ひとりの子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間格差を断ち切っていけるような支援が求められている。

1 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 児童定員 | 30 名（白山愛児園 24 名＋分園型ホームいろは 6 名＝合計 30 名） |
| (2) 敷地面積 | 4, 1 1 1. 1 8 m ² |
| (3) 延床面積 | 1, 5 7 3. 2 8 m ² |
| (4) 設立経緯 | 川崎市立白山中学校（麻生区白山 1・1・1、王禅寺中学校との統合により平成 20 年 3 月に閉校）の跡地活用として、川崎市は、福祉施策の充実、推進を図るため、平成 21 年 3 月に「白山中学校跡地活用計画」を策定した。その中で、児童福祉に関しては、平成 23 年 9 月に「（仮称）北部総合児童福祉施設」が導入施設として決定される。当法人は市が公募した北部総合児童福祉施設運営法人の選定を受け、平成 24 年 4 月に準備室を開設し、平成 26 年 4 月に小規模ユニットケアの児童養護施設として開所する。 |

2 法人の沿革

昭和 28 年 6 月	創設者が個人で幼児主体の養護施設を開設（中原区上丸子）
昭和 50 年 9 月	現川崎愛児園建設のため個人経営主体を改組し社会福祉法人設立を図る
昭和 51 年 2 月	社会福祉法人中原愛児園の認可を得る
昭和 51 年 12 月	仮園舎に移転、新園舎建築工事開始
昭和 52 年 8 月	新園舎、宮前区馬絹 1899 に完成（市有地）
昭和 53 年 12 月	社会福祉法人川崎愛児園へ改称となる（児童定員 60 名）
昭和 60 年 12 月	園舎増築（67.85 m ² 増）
平成 10 年 4 月	児童福祉法改正により児童養護施設となる
平成 20 年 4 月	地域小規模児童養護施設「野川つくしホーム」開設（定員 6 名）
平成 21 年 1 月	地域小規模児童養護施設「野川すみれホーム」開設（定員 6 名）
平成 21 年 7 月	自立援助ホーム「大志」開設（定員 6 名）
平成 22 年 6 月	地域小規模児童養護施設「生田あやめホーム」開設（定員 6 名）
平成 26 年 4 月	総合児童福祉施設「白山愛児園」 （児童養護施設白山愛児園・はくさん児童家庭支援センター）開設（定員 30 名）
平成 26 年 12 月	川崎愛児園園舎建替えのため仮園舎（宮前区けやき平）に移転（定員 48 名）
平成 28 年 4 月	新園舎完成（定員 42 名） 宮前区馬絹 1-24-5 まぎぬ児童家庭支援センター開設
平成 29 年 6 月	地域小規模児童養護施設「結」開設（定員 6 名）
令和元年 6 月	自立援助ホーム「大志」を川崎区から麻生区に移転
令和 3 年 4 月	地域小規模児童養護施設「紬」開設（定員 6 名） 自立援助ホーム「こもれび」開設（定員 6 名）
令和 6 年 4 月	自立援助ホーム「大志」を麻生区から宮前区に移転 地域小規模児童養護施設「東有馬叶芽ホーム」開設（定員 6 名）
令和 7 年 4 月	児童養護施設川崎愛児園の定員を 42 名から 40 名に変更 地域小規模児童養護施設「野川つくしホーム」を児童養護施設川崎愛児園の分園 型ホーム「野川つくしホーム」（定員 4 名）に指定変更 児童養護施設白山愛児園の分園型ホーム「いろは」を開設（定員 6 名）

3 基本理念・基本方針・養護目標

(1) 法人の基本理念

当法人は命の尊さを大切にし、愛情をもって社会福祉事業を効果的かつ適正に行い、地域社会への貢献に努めます。また、地域社会の中で「将来を担うこどもたちへ」の質の高い養育及び子育て支援を目指します。さらに、事業経営の透明性と健全な経営を目指します。

- 一 「命を大切にする心」
- 一 「地域の中での養育と子育て支援」
- 一 「健全な経営」

(2) 施設の基本方針

児童一人ひとりが命を大切にする心を持ち、心身ともに健康で調和のとれた人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活が営めるよう支援します。また、施設機能の専門性を活かし地域社会に協力します。

1. 一人ひとりの心身の成長に努めます
2. 一人ひとりの尊厳を維持し人権を擁護します
3. 一人ひとりの幸福のために支援します
4. 自立した社会生活が営めるように支援します
5. 施設の専門的役割を果たします

(3) 養護目標

社会的養護を必要とする入所児童に対しての基本目標は次の通りです。

1. あいさつの正しくできる人に
2. 健康な体と心をもてる人に
3. 人に好かれ社会に役立つ人に
4. 感謝の気持ちをもてる人に
5. 人との調和がとれる人に
6. 思いやりのある人に
7. 基本的な生活や自立した生活ができる人に

4 今後の施設の小規模化・地域分散化等についての方針

川崎市の施設整備計画に基づき、定員30名のユニットケアとして運営しており、すでに「小規模グループケア」に対応した施設となっている。また一般家庭の養育と同様に、子どもが外の世界に触れ、地域の中でコミュニケーションを深め、自己の自立心を醸成していくことは、子どもの育ちの中で重要であり、施設での生活の中でのみ完結させることなく、地域社会との交流も視野に入れていくこととする。開所して1年が経ち、今後はグループホーム、ファミリーホームの開設を目指して、地域分散化の取組を図っていくこととする。

(1) グループホームの設置・支援

これまで、麻生区において民間住宅を賃貸し、「結」「紬」「いろは」を家庭的な環境での養育を目指し、地域の中で運営してきた。

これらの施設は、地域に根ざした家庭的養護の実践拠点として一定の成果を上げているが、定員6名およびスタッフルームを確保すると非常に手狭であり、卒園児が里帰りした際に滞在できる客間もない状況にある。

また、賃貸物件であるため建物の維持管理に限界があり、環境面で十分な対応が得られないケースも見られるなど、安定した養育環境の確保に課題が生じている。

さらに、物件オーナーの意向による物件の処分や再利用計画などにより、移転を余儀なくされた当法人が運営する自立援助ホームもあり、長期的な運営基盤の安定化が求められている。

加えて、新たに小規模型児童養護施設や自立援助ホームを開設しようとする際にも、必要とされ

る規模や構造を備えた賃貸物件が地域内でほとんど見つからない現状があり、運営拠点の確保が困難となっている。

このため、より安定的で安全かつ充実した養育環境を整えることを目的として、法人で土地を取得し、新たに建物を建設して移転することが必要である。

これにより、子どもたちが安心して生活できる環境を整備するとともに、地域に根ざした養育体制のさらなる充実を図る。

また、これまでの運営実績を踏まえ、保護を必要とする子どもの増加が見込まれることから、川崎市と協議のうえ、自立援助ホーム及び新たな小規模型児童養護施設（グループホーム）の設置・運営を進めるとともに、職員や里親によるファミリーホームの開設・運営を支援していく。

(2) 求められる機能

① ノーマルな生活と養育の保障

施設は、入所している児童にとっては生活の場であり、一人ひとりが尊重され、可能な限り一般生活をしている子どもと同様な生活保障がされなければならない。施設という性格から集団管理する考え方になりやすいが、小集団の構成に検討がなされ子どもが自己の可能性や長所を伸ばし成長できる生活を送れるような環境整備が求められている。

それには、子どもを一人の「生活主体」として捉え、プライバシーや人権を尊重した生活環境や家庭的な生活リズムを配慮した日課編成など、生活全般にわたり安定感と充実感が得られるような施設基盤の整備を図る。

② 子どもの安全・安心と虐待の防止

施設内虐待や里親による虐待が問題となる中、平成 21 年度から児童福祉法等に被措置児童等虐待防止に関する事項が規定された。被措置児童虐待の防止のための研修を行うなど日常的な取り組みに努める。川崎市においては平成 12 年に「川崎市子どもの権利に関する条例」、平成 24 年には「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されているところでもあり、子どもにも権利擁護の仕組みの周知や第三者委員等による苦情や要望を行える体制を充実し虐待防止に努める。

③ 子どもの自立支援の充実

自立の問題はその時点においてのみ取り上げられるのではなく、乳幼児期（措置開始時）からの愛着形成や養育環境が大きく影響しているため、長期的視点で問題解決に取り組むこととする。

個々の学習意欲や学習レベル、学校での適応状況等を学校の教員と緊密に連絡を取り合いながら把握し、個々の子どもの状況やレベルに合った学習支援に努める。

成長に合わせた長期的な自立支援について取り組むとともに、子どもの目標や人生設計に基づき、大学や専門学校への進学、就労のための資格取得など、希望に応じた進学・就労支援を行う。

18 歳以降も継続した支援を行うとともに、自立援助ホームの積極的な活用を検討する。

④ 専門的支援の充実

入所してくる子どもは、虐待や発達障害等の特別な支援を必要としている子どもが増加している。

個々の子どもの抱えている複雑・多様化した背景に沿った専門的な支援を充実する。

⑤ 養育単位の小規模化の推進

子どもが卒園後も普通の生活が営めるよう豊かな生活体験ができるような取り組みと、職員との個別的な関係からきめ細やかなケアの提供を充実する。

⑥ 児童福祉における地域の拠点施設

地域における社会的養護の中核施設として、併設されている「児童家庭支援センター」には、施設入所には至らない前段階での家庭に対する専門性の高い支援、施設退所後の親子関係の再統合・再構築支援、アフターフォロー、児童家庭支援センターへの指導委託など、在宅支援と施設支援をつなぐ切れ目のない支援体制の充実が求められる。、里親支援をはじめ、学校や民生委員・児童委員など地域関係機関との情報共有や啓発活動を通じて、養育ネットワークの強化を図る。

さらに、地域の子育て支援についても積極的に活動し、川崎市との契約による「子育て短期利用事業」（ショートステイ、デイスティを行っていく）。

地域交流スペースを活用し地域のボランティア・福祉活動団体の構築や、交流、地域住民の福祉向上のための中心的役割や支援を図っていく。もって地域に開かれ貢献できる事業を検討し提供していくことを目指す。具体的には、閉館された児童図書館から寄贈を受けた児童図書を図書ボランティアに運営してもらう形で地域住民への貸し出しを含めた図書活動を展開する。

これらの実践を積み重ねながら、児童、障害、高齢といった多様な課題を抱える家庭を包括的に支援し、家族全体を見据えた支援を展開する「家庭支援拠点」づくりを進めていく。家庭支援拠点では、児童家庭支援センターを中心に、在宅支援の新たな取組として※「ホームスタート」の導入を進め、地域における子育て家庭への訪問型支援を展開していく。これにより、養育に不安を抱える家庭や孤立しがちな家庭に対し、早期の支援介入と継続的な伴走支援を実現する。

入所児の中には発達障害や情緒面での課題を抱える児童も多く、障害のある子どもへの支援が重要な課題となっている。近年では、児童期から成人期への「障害の児者転換」に関する支援ニーズも高まっており、その対応を児童養護施設の専門職であるファミリーソーシャルワーカー、心理士、指導員等が中心となって担っている。今後は、発達段階や特性に応じた支援体制をさらに整備し、相談支援センターや区の障害支援課、医療機関、福祉サービス事業所など関係機関との連携を一層強化していく。これらの取組を通じて、家庭支援拠点が児童養護施設の専門性を地域支援へとつなぎ、障害を含む多様な課題に対応できる包括的な支援体制の強化を進めていく。

また、里親支援の一環として、里親登録者にボランティアとして施設の活動に参加してもらう仕組みを広げていく。今後は、施設行事や子育て短期利用事業（ショートステイ）、さらには養育現場への参加など、子どもと関わる実践的な機会を多様に設けることで、未委託の里親が委託に向けた準備を整え、自信と意欲を高められるよう支援を充実させていく。こうした取組を通じて、里親の養育力の向上と家庭的養護の推進を図り、地域全体で子どもと家庭を支える仕組みの構築を進めていく。

家庭支援拠点は、在宅支援から入所支援、そして再び家庭・地域への再統合へとつなげるシームレスな支援体制を整え、家族が安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを目指していく。

※ ホームスタートは、子育てに不安や孤立を抱える家庭を対象に、地域のボランティアが家庭を訪問して寄り添う支援活動。

1960 年代にイギリスで始まり、現在では世界 20 か国以上で展開。日本でも 2009 年から全国的に広がり、自治体や社会福祉法人などが中心となって運営している。

⑦ きめ細やかな養育と高機能・多機能化を目指した分園型ホームの開設

児童養護施設白山愛児園では、入所児童の多様化・重度化が進む中で、よりきめ細やかな養育を実現し、地域の子育て支援機能を強化することを目的として、分園型ホームの開設を進めてきた。令和 6 年 6 月 29 日開催の評議員会において、「入所児童のよりきめ細やかな養育」と「施設の高機能・多機能化」を柱とする白山愛児園分園型ホーム開設計画が承認され、令和 7 年 4 月 1 日より分園型ホーム「いろは」の運営を開始した。

また、児童養護施設白山愛児園が運営する子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）の利用者数は年々増加しており、令和 6 年度の実績では年間延べ利用人数 1,249 名、延べ利用日数 2,072 日に達している。現在のショートステイユニットでは、スペースの不足に加え、職員配置にも課題があり、単に空間を確保するだけでは十分な対応が難しい状況にある。

令和 7 年度からは、分園型ホームの開設によって生まれた空きスペースを活用し、高機能化・多機能化に向けた具体的な取組として子育て短期利用事業の拡充に取り組んだ。その中で、実際の運用を通じて、スペースの確保だけでは対応しきれない人員体制や専門的支援の課題がより明確となり、今後の整備方針を検討する上で重要な示唆を得ている。

こうした課題は子育て短期利用事業に限らず、施設全体の高機能化・多機能化を進める上で共通するものであり、専門的支援を担う人員体制の整備と職員加算の検討が不可欠である。今後は、これらの課題解決と分園型ホームを活用したきめ細やかな養育および高機能・多機能化の取組をさらに推進するため、川崎市と協議を重ね、職員配置や加算体制を含めた実現可能な運営基盤の確立を図るとともに、第二の分園型ホーム設置に向けた検討を進めていく。

これらの取組を推進するにあたり、次の二つの柱を中心に、具体的な方策の検討と実施を進めていく。

（１）入所児童のよりきめ細やかな養育

深刻な被虐待経験を持つ児童や発達課題を抱える児童一人ひとりに対し、より家庭的で安定した生活環境のもとで丁寧なケアを行う。少人数の養育単位とすることで、信頼関係の形成と情緒の安定を図り、個々の発達段階に応じた支援を実現する。

（２）児童養護施設の高機能・多機能化

分園型ホームを開設し、空いたユニットを使用して以下の取組を行い、入退所児童及び地域の子育て支援のため、高機能化・多機能化を目指すことを目的とする。

① 入所児童の家庭復帰支援（高機能化）

家族再統合をする際の親子での宿泊支援を行い、アセスメント・評価を行うことで、家庭復帰に向けた課題を親子と一緒に考え、家庭復帰後に不調にならないよう未然に課題を解決する。

② 退所児居場所支援（高機能化）

退所児が生活に行き詰まった際の居場所を提供し、社会復帰に向けてリスタートする準備を行う。

③ 医療的ケア児の受け入れ（高機能化）

医療的ケアが必要な児童の受け入れを検討する。

④ 子育て短期利用事業の拡充（高機能化）

利用者ニーズの急増に対応する。

⑤ 地域の子育て支援（多機能化）

児童家庭支援センター利用者の宿泊を伴った親子支援を行い、親子関係の調整を図り、虐待に陥る前に支援の手を入れ、重篤化を防止する。

⑥ 里親支援（多機能化）

里親支援センター等と連携し、里親レスパイト機能を強化し、里親家庭を支援する。

⑦ 一時保護委託児の受け入れ（多機能化）

北部児童相談所に一時保護所がない現状を踏まえ、児童相談所の行動観察・心理判定等のアセスメントを行った低学齢児を対象に、委託を受け入れることを検討する。

5. 家庭養護推進の課題

- 施設に入所してくる子どもたちは、「安心の中で暮らしたい」それを失った、あるいは手に入れることができなかった子どもたちである。思いどおりにいかない人生や生活を支え、生きていく力を養うため養育者はそのことを理解し日々こどもに向き合っていかなければならない。しかし時として子どもたちは好き勝手なことをする、悪態をつく、ためし行動をする、否定する、攻撃する、黙る、示し合わせ空気を読み養育者を脅す、等の行動をとることがある。養育者も思いどおりにいかないことを体験する。仕事を思いどおりに進めることよりも、思いどおりにいかない子どもたちに個々に付き合っていく職員を施設としてどう育て、支えるかがより求められてくる。
- 運営上の課題としては、子どもと正面から向き合う職員の心労や孤立感といったメンタルをどの程度緩和し支援していけるのかが問われていくものと思われる。
- 本計画の推進にあたっては国及び特に川崎市の施設運営への十分な支援が必要不可欠である。

6. 前期・中期・後期の取り組み目標と内容

家庭的養護の推進を実行するため、推進機関を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した上で、各期ごとの個別の取り組みと目標・内容を定める。

個別の取り組み	前 期 H27 年度～R 元年度	中 期 R2 年度～R6 年度	後 期 R7 年度～R11 年度
ハード面	ユニットケア体制の確立 地域小規模児童養護施設 開設の検討、開設	分園型グループホーム及 びファミリーホーム開設 検討	分園型グループホーム の開設 賃貸物件から法人所有 施設への移転 地域小規模児童養護施 設の開設の検討・準備・ 開設 第二の分園型ホーム開 設の検討・準備 自立援助ホーム開設の 検討
人材確保・人材育 成	育成研修の充実 計画的採用	スタッフの充実 職務評価と適正配置	スタッフの充実・育成 事前雇用 職務評価と適正配置
地域支援	児童家庭支援センターと 共同し他機関との連携強 化・広報 川崎市との契約による子 育て短期利用事業の体制 整備 地域交流室の有効活用 自主事業の検討	既存事業の充実・見直し ボランティア・活動支援 団体の育成 地域交流室の活用の充実 自主事業の実現	家庭支援拠点の運営 ホームスタートの検討 地域交流室の活用の拡 充 自主事業の拡充
里親・ファミリー ホーム支援	里親会・里親支援機関との 連携と支援	里親・ファミリーホーム 支援の検討 里親開拓	里親・ファミリーホーム の支援 里親支援の強化
その他	アフターケア検討 職業指導員配置の検討	前期での検討による推進	アフターケアの充実

7. 計画の点検・評価及び公表の方法

家庭的養護推進計画を計画的に実行するにあたり、計画の進捗状況を点検し、適宜計画の実施時期について再検討を行っていくこととする。

(1) 計画の実施状況の点検・評価及び見直し

家庭的養護推進計画の実施状況については、毎年度に点検を行い、法人・施設の事業報告の中で評議員会・理事会に報告し意見集約をしたうえで承認を得ていくこととする。また新規の施設型グループホーム、ファミリーホームの設置については川崎市との協議のうえで計画を推進していく。

(2) 計画の点検結果についての公表

策定した家庭的養護推進計画は公表する。公表の方法については、閲覧及び求められた場合に開示できるよう施設事務室内に保管する。

8. 社会的養護の需要量と供給量（川崎市策定）

平成 26 年度現在、川崎市においては、乳児院 2 施設、児童養護施設 4 施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設）5 箇所・里親登録 1 1 7 組、ファミリーホーム 3 箇所（平成 2 6 年 1 2 月現在）である。子どもは、乳児院 3 7 人、児童養護施設（市外含む）2 1 3 人、グループホーム 2 8 人、里親・ファミリーホーム 6 6 人がそれぞれ養育されている。3 分の 1 を里親・ファミリーホーム、施設及びグループホームを 3 分の 2、として行うがグループホームに関しては、国への予算要望も行いながら 3 分の 1 を目指すとしている。

	前 期 H27 年度～H31 年度	中 期 H32 年度～H36 年度	後 期 H37 年度～H41 年度
人口推計	1, 487, 461	1, 509, 619	1, 518, 846
0～4 歳	62, 348	56, 282	51, 604
5～19 歳	191, 515	191, 194	182, 574
社会的養護が必要な子ども数	347	345	328
0～4 歳	29	26	24
5～19 歳	318	319	304
専門的ケアが必要な子ども	39	38	36
乳児院（2 箇所）	45	45	45
児童養護（4 箇所）	162	157	147
児童養護市外分	70	60	50
グループホーム（現 5 箇所）	42（7 箇所）	60（1 0 箇所）	72（1 2 箇所）
里親・ファミリーホーム	95	100	110
里親組数	120 組（77 人）	125 組（82 人）	130 組（86 人）
ファミリーホーム数（現 3	3 箇所（18 人）	3 箇所（18 人）	4 箇所（24 人）

箇所)			
情緒障害児短期治療施設（１箇所）	40	40	40
自立援助ホーム（１箇所）	6	6	6

乳児院・児童養護施設（市外含む）・グループホーム・里親・ファミリーホーム・自立援助ホームの需要量・供給量

	前 期 H27 年度～H31 年度	中 期 H32 年度～H36 年度	後 期 H37 年度～H41 年度
供給量合計	420	428	430
需要量合計	347	345	328

※ 令和 7 年 3 月改定の第 2 期川崎市こども・若者未来応援プラン(川崎市社会的養育推進計画)における需要量と供給量については、別添「第 2 期川崎市こども・若者未来応援プラン(川崎市社会的養育推進計画)」P71 ～P73 を参照。